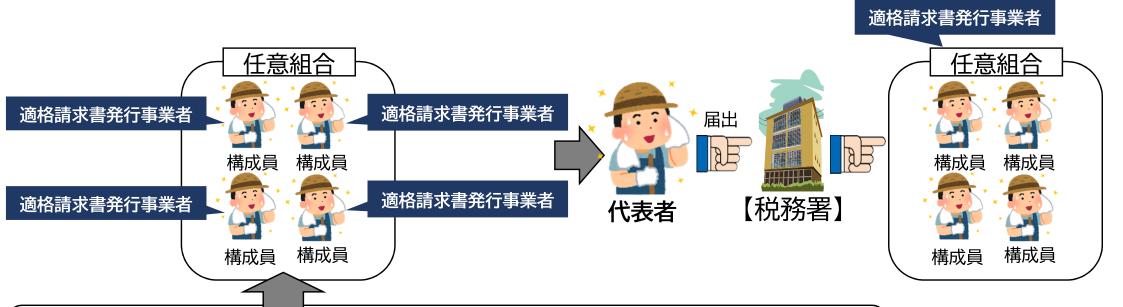


農業では、複数の農業者が集まって、任意組合(機械利用組合、転作組合、生産組合等)として活動する場合があります。

この場合、法人格のない任意組合が適格請求書発行事業者として登録できるか否か?がポイントになります。

任意組合が適格請求書(インボイス)を発行するためには 構成員全員が適格請求書発行事業者で、かつ、業務執行組合員等の代表者が 税務署に届け出をしなければいけません。



チェックポイント 1

任意組合の構成員に免税事業者が含まれているか、確認が必要です。

チェックポイント2

任意組合は「民法上の任意組合」か、確認が必要です。



### 民法上の任意組合についての留意点

## 任意組織

人格なき社団 (みなし法人)

\*税法上では法人とみなされる

#### 民法上の任意組合

組合の収益・費用は構成員に帰属

組合として課税売上高・課税仕入高がない。

### ○「民法上の任意組合」に係る税務上の留意事項

### 損益を構成員に配分

組合の収益・費用を損益配分割合に基づき、構成員に帰属させる。このため、消費税の課税売上高および課税仕入高を構成員に配分する。

### 内部留保ができない

組合の収益・費用が構成員に帰属することから、内部留保ができない。(人格なき社団は可能)



## 民法上の任意組合による構成員への配分

#### 組合の消費税における構成員の配分表(例)

(万円)

構成員	課税売上高	課税仕入高	構成員の出資金	損益配分割合
計	1,000	800	100	100%
А	500	400	50	50%
В	300	240	30	30%
С	200	160	20	20%

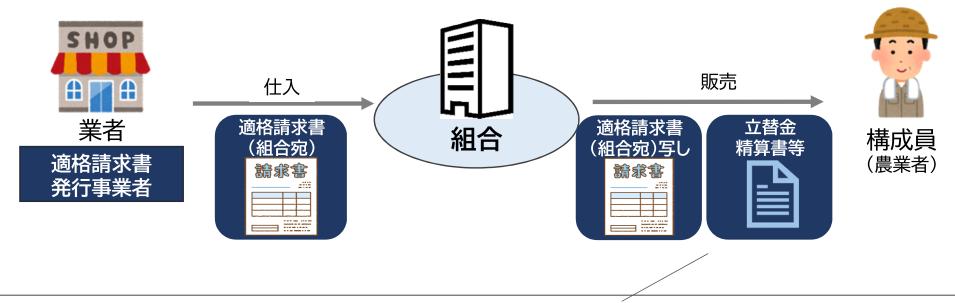
構成員に配分された課税売上高および 課税仕入高を各構成員が申告



### インボイスを発行できない任意組合の対応策

組合が外部事業者から資材等を仕入れ、構成員に供給している場合、国税庁Q&A問84に基づき、組合が立替払いを 行う場合は、構成員による仕入れ税額控除を行うことが可能となる。

#### ○組合が業者から資材を購入・構成員へ販売する場合



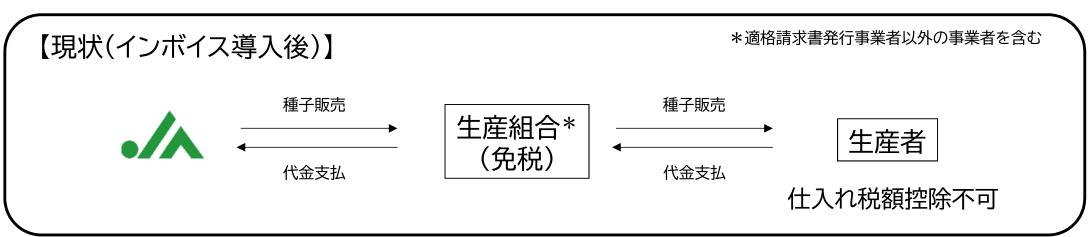
#### 国税庁Q&A問84の概要

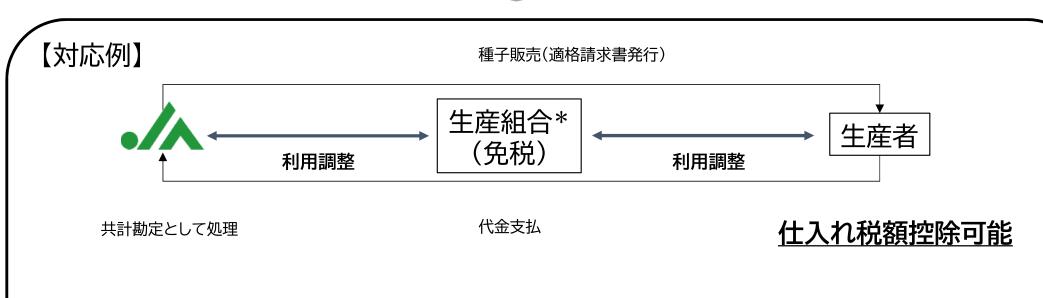
✓立替払いした組合から、構成員に「組合宛て適格請求書」と「立替金精算書等」を発行し、業者からの課税仕入れが 構成員のものであることが明らかである場合、構成員側で「組合宛て適格請求書」と「立替金精算書等」の書類の保存 をもって、インボイスの保存要件を満たす。

\*複数業者からの仕入額をプール計算することは可能(全中確認)



### インボイスを発行できない任意組合の対応策





生産組合は、利用調整のみ担う、つまり、任意組合を通じた「JAと生産者の取引」という形であればインボイスは発行可能



### 任意組合が農産物等を販売している場合

任意組合名義で農産物の販売を行う場合、JAに販売委託すれば「農協特例」「卸売市場特例」により、任意組合で適格請求書(インボイス)を発行できなくとも問題ありません。



ただし、任意組合名義で、直接販売する場合は留意が必要です。

取引相手が本則課税の事業者である場合は適格請求書(インボイス)を求められることが想定されます。

